

帯広市地域密着型サービス事業所等指導監査要綱の改正について

1 経過

国において、社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」における意見等を踏まえ、実地指導における標準化・効率化に資する取組等を推察する観点から、新たに、別添1「介護保険施設等指導指針」及び別添2「介護保険施設等監査指針」が定められたことから、別添3「帯広市地域密着型サービス事業所等指導監査要綱」の改正を行うところである。

2 改正の内容について

サービスの質の向上や適切な事業運営など促す集団指導、実地指導について、オンライン会議ツールを活用出来ることとなった。これに伴い必ずしも実地ではなくなることから「実地指導」から「運営指導」に名称が変更となっている。

ただし、改正した指針では「運営指導」について「原則実地」となっているが、実地でなくても確認できる内容であればオンラインを活用でき、事業所の過度の負担等ならないよう配慮することとの取扱いがされている。

運営指導の留意点としては、「1事業所あたりの所要時間をできる限り短縮し、指導の頻度工場を凶る」「同一所在地や近隣の事業所はできるだけ同日、また連続した日程で実施する」「書類がデータで管理されている場合はディスプレイで確認し、事業所に書類のプリントアウトを指示しない」等が求められている。

3 協議(1) 運営指導の実施頻度について

帯広市の実地指導においては、利用者に対する生活実態の状況を把握するため、指定事業者の指定の更新までの間ごとに1回以上実施することを原則としつつ、おおむね2年に1回以上実施することとしているが、国の改正に伴い、3年に1回以上の頻度で行うことが望ましいものとする規定された。

また、集団指導は、期間の定めを規定しておらず報酬改定年度となる3年に1回の頻度で実施していたところであったが、国の改正に伴い、介護給付サービスの取り扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容について、年1回以上、一定の場所に集めて講習等の方法により行うものと規定された。